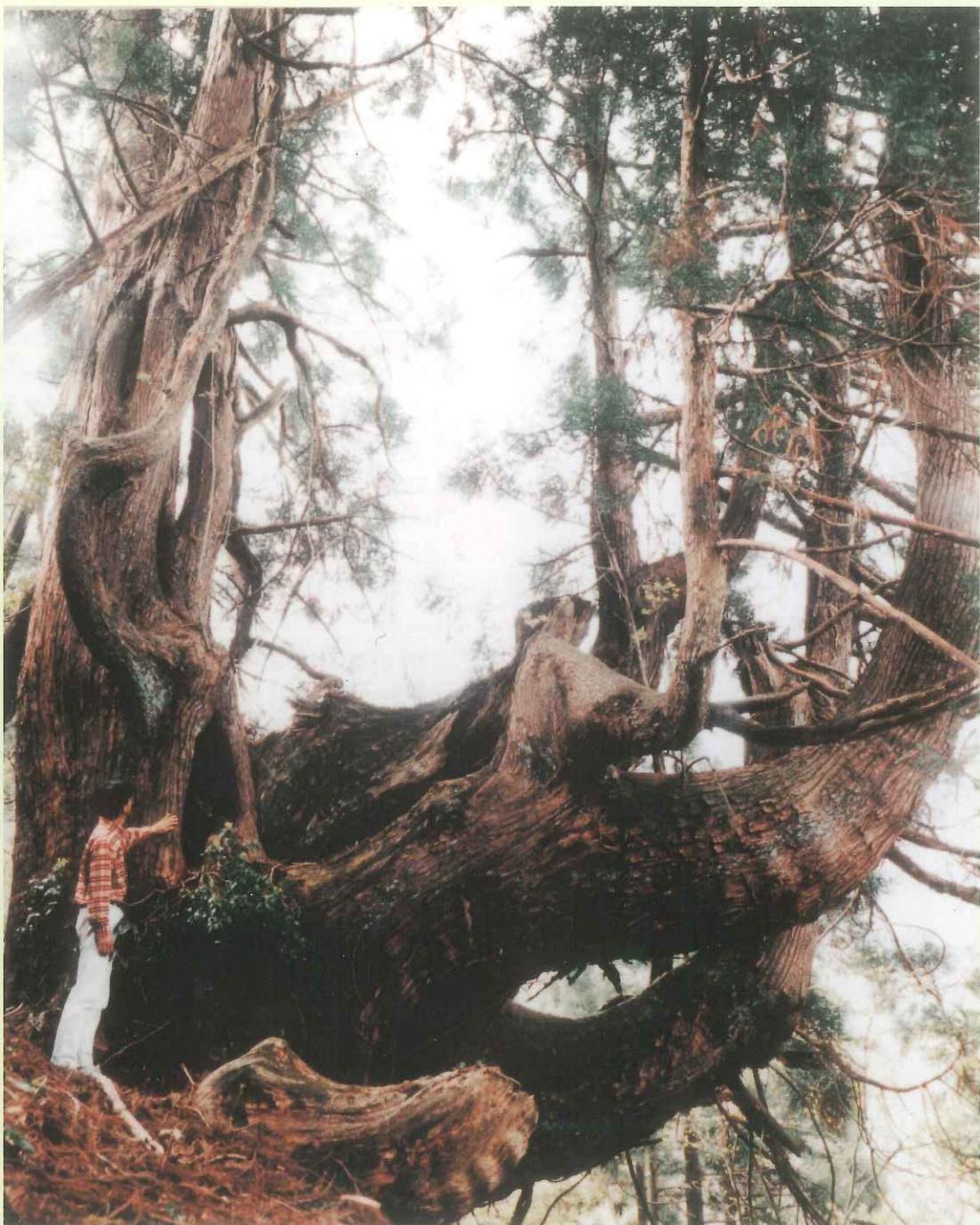


# 守り育てよう みんなの文化財



京都府教育委員会

## はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成11年3月19日付けで16件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境と併せて保存するため文化財環境保全地区1件を決定しました。その内訳は、建造物4件（指定3件・登録1件）、美術工芸品8件（指定）、有形民俗文化財2件（登録）、無形民俗文化財1件（登録）、史跡名勝天然記念物1件（指定）、文化財環境保全地区1件となっています。

この冊子では、今回指定等を行なった17件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定文化財等の保護のために行なっている事業についても、その一部を紹介しています。

これまで刊行しました16冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

平成11年11月

## 表紙写真の説明

### しもくろだ ふくじょうだいすぎぐん 下黒田の伏条台杉群

京都府中部の丹波山地には、一本の根株から複数の幹が立ち上がった特有の樹形をもつ「伏条台杉」と呼ばれるスギの地方変種が分布しています。「伏条」とは地に伏す枝（条）の意味で、積雪などのため押し下げられた枝が地面と接触した部分から根を出し、新たに独立した幹として成長していく増殖の仕方を「伏条更新」といいます。

北桑田郡京北町北東部の片波川源流地域では、大規模な植林がなされなかった急峻な尾根部を主体に伏条台杉の大木が広い範囲に残っています。標高500～680メートルの尾根部 約13ヘクタールの天然記念物指定地域はスギが優占する樹林となっており、胸高幹径が1mを越える台杉が90数本、さらに幹径3m以上の巨樹といえる台杉は14本を数えます。表紙写真のスギは、そのうち最大のもので、胸高幹径4m、樹高32mに及びます。また、この地域にはモミ、ツガ、ミズナラ、クリ、ソヨゴ、アセビなどそれぞれの樹種としては希な大径木も点在し、植林地帯の隣接地にもかかわらず昔ながらの丹波山地の自然景観が残されています。

一名「アシウスギ」とも称される多雪地域に特有の伏条台杉が、少なくとも二百年以上の長期にわたり、ほぼ天然生に近い状態で残ってきた稀有な樹林として学術的にも価値が高いものです。

## お知らせ

平成一年六月二一日付けで、雅楽管楽器製作修理の京都府選定保存技術保持者である山田全一（雅号籠全）氏が、国の選定保存技術の保持者として認定されました。そのため、同日付けをもって、京都府選定保存技術雅楽管楽器製作修理の選定及び保持者の認定を解除いたしました。  
また、京都府選定保存技術である杼製作が国の選定保存技術に選定され、保持者である長谷川淳一氏が保持者として認定されましたので、京都府選定保存技術保持者の認定を解除しました。  
この結果、京都府の選定保存技術の選定件数は、これまでの四件が三件となり、認定保持者は六人が四人となりました。



雅楽管楽器製作修理 山田全一氏



杼製作 長谷川淳一氏

# —第17回京都府指定・登録文化財等の紹介—

## ＝建造物＝

りゅうせんあん ほんどう くり しょいん しうろう おもてもん  
**龍泉庵 本堂 庫裏 書院 鐘樓 表門**  
たつちゆう

龍泉庵は、臨済宗妙心寺の山内塔頭寺院で、妙心寺四派のひとつ龍泉派の本庵です。当庵は、妙心寺開山閑山慧玄の祖塔を守るため、文明13年(1481)に妙心寺9世雪江宗深が弟子景川宗隆に敷地を与え開かせたものです。本山伽藍南端の放生池の東に位置し、表門が西面します。表門の東側に本堂が南面し、その北側には西面する庫裏があります。庫裏の東側に書院が建ち、表門の北側に鐘楼があります。

本堂は天保9年(1838)から嘉永元年(1848)にかけて再建された六間取方丈形式、入母屋造、金属板葺の建物です。山内塔頭方丈として最大級の規模をもち、大小二つの式台形式の玄関を附属させるなど、近世後期を代表する建築です。

庫裏は寛政7年(1795)から同9年の工事にかかるもので、桁行南面13.4m、北面13.9m、梁行14.1m、切妻造、桟瓦葺です。山内における近世後期の庫裏としては最も規模が大きいものです。

書院は元禄11年(1695)の建立で、桁行13.8m、梁行7.9m、桟瓦葺です。座敷部分はよく整備され、居住機能を示す部分も残し、近世中期における禅院書院の典型を示しています。

鐘楼は様式から寛永期のものと推定されます。

表門は、本瓦葺の薬医門で、寛文4年(1664)に大心院の表門を移築したと記録され、様式から寛永年間(1624~1644)のものと考えられます。

当庵は、山内塔頭寺院の形態をよく残し、諸記録から各建物の建立年代もほぼ判明し、江戸時代における建築様式が一覧できる建造物群として価値が高いものです。

しょうたいん ほんどう くり しょいん おもてもん  
**聖澤院 本堂 庫裏 書院 表門**

聖澤院は、臨済宗妙心寺の山内塔頭寺院で、妙心寺四派のひとつ聖澤派の本庵です。天文3年(1523)に天蔭徳樹が師東陽英朝を勧請開祖に迎えて開創しました。本山法堂の西に位置し、表門が東面します。表門の西側に本堂が南面し、その北側に庫裏がたち、書院が庫裏の西に接続します。

本堂は慶長年間(1596~1615)の建立と考えられ、六間取方丈形式、入母屋造、桟瓦葺の建物です。慶安4年(1651)に仏間中央奥を拡大改造したもので、開祖の彫像を安置します。庫裏は東面し、桁行南面12.0m、北面12.8m、梁行11.6m、切妻



指 定 龍泉庵本堂（附大玄関）（京都市右京区）



指 定 龍泉庵庫裏（京都市右京区）



指 定 聖澤院本堂（京都市右京区）



指 定 聖澤院表門（京都市右京区）

造、桟瓦葺です。後世に大規模な修理改造を経ていますが、慶長年間に遡りうる全国的に見ても古い庫裏遺構です。

書院は寛文7年（1667）に建立された二室構成の書院で、近世小型書院を代表するものです。

表門は一間薬医門で慶長年間の建立と考えられます。冠木両端下に柱をたてて見せ掛け三間とする、山内の薬医門を代表する重要な遺構です。

当院は、桃山時代から江戸時代前期に建立された施設建物がよく残り、近世禪宗塔頭寺院の典型的な姿をみることができます。

#### とうかいあん　ほんどう　くり　しょいん　しょうろう　おもてもん 東海庵　本堂　庫裏　書院　鐘楼　表門

東海庵は、臨済宗妙心寺の山内塔頭寺院で、妙心寺四派のひとつ東海派の本庵です。文明16年（1484）に悟溪宗頓が寺地を得て開創しました。本山法堂の東に位置し、東面する表門の西に大玄関が附属した本堂があります。その北側に庫裏と書院が東西にたち、表門の南に鐘楼があります。

本堂は南面し、寛文5年（1665）に建立されたものです。六間取方丈形式、入母屋造、桟瓦葺で、建立当初からの形式をよく保っています。

庫裏は、寛文6年（1666）に在来の庫裏を取り壊して新築されたもので、桁行13.9m、梁行13.1m、切妻造、桟瓦葺です。建立年代が明確であり、保存状況もよく、近世中期の標識作です。

書院は、寛文6年（1666）に建立され、元禄15年（1702）に増築されています。山内塔頭書院としては大型に属し、四室型から六室型への移行過程を見せ、近世中期における山内塔頭書院の展開の一様相を明らかにする上でも重要です。

鐘楼は方一間、切妻造、桟瓦葺で、表門は本瓦葺の一間薬医門です。ともに元禄2年（1689）の建立です。

当庵は、山内塔頭寺院の江戸時代中期の形態及び構造様式をよく残す建造物群として貴重です。

#### どうそうじんじゃ　ほん殿　はいだん 道相神社　本殿　拝殿

道相神社は、美山町の南部、宮脇を北流する原川の東方山麓に鎮座する旧郷社で、木梨輕皇子、神武天皇、五瀬命を祭神とします。

本殿は寛政5年（1793）に立柱されたもので、三間社流造、銅板葺の建物です。正面の柱間装置を蔀戸とするなど、復古的な建築です。

拝殿は、江戸時代後期のものと考えられ、桁行2間、梁行1間、入母屋造妻入です。奥行きを深くし、縁を設げず、柱筋に高欄をめぐらした形態は、類例の少ない構成となっています。



指定 東海庵本堂

（京都市右京区）



指定 東海庵書院（内部）

（京都市右京区）



登録 道相神社本殿

（美山町）



登録 道相神社拝殿

（美山町）

## 二美術工芸品二

### 紙本著色遊行上人縁起絵 20巻

遊行上人縁起絵は、前半4巻に時宗開祖一遍智真の伝記を、後半6巻に第2祖他阿真教の伝記を描く絵巻で、鎌倉時代後期に成立しました。

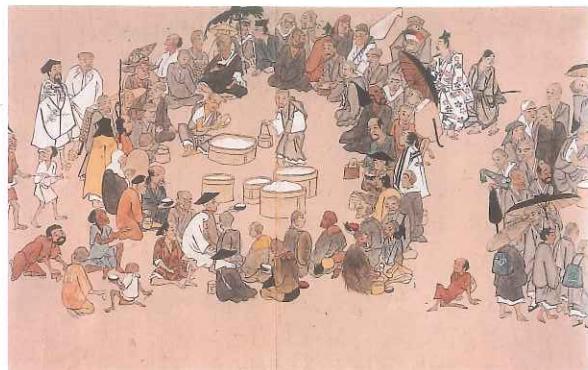
本絵巻は全体に几帳面な描写態度で制作されるものの、やや筆勢に欠ける部分もみられることから、制作年代は室町時代中期と考えられます。本品は、中世時宗文化の一翼を担った四条道場金蓮寺に伝来し、保存状況も良好であり、中世まで遡る数少ない全巻揃いの一本として貴重です。加えて、遊行上人縁起絵の成立年代の下限を示す徳治2年（1307）の本奥書を有する唯一の本としても重要です。写真は、尾張国甚目寺で飲食を施す場面。（第1巻上）縦33.8cm、横870.7cm

### 紙本著色浦嶋明神縁起（掛幅本） 1幅

本縁起は、浦嶋子の伝説、及び浦嶋子を祭神とする宇良神社の祭礼の様子を絵画化し、掛幅装としたものです。内容は、同社に伝来する巻子装の縁起（室町時代・重文）と同様、浦嶋子の伝説に比重を置いたものとなっています。描写は大和絵の手法によっていますが、個々の人物景物が太い輪郭線で形取られるなど、室町時代に特徴的な表現がみられます。本品は、地域色豊かな物語性の高い内容をもった室町時代に遡る縁起絵として貴重であり、多くの人々に絵解きをする目的で制作されたと考えられる掛幅本形式であることも注目されます。また、縁起絵の内容を考える上で参考史料として、江戸時代制作の伝記類3種5巻を附指定としました。縦168.0cm、横140.6cm。

### 木造大日如来坐像 康珍作 1躯

智恩寺多宝塔内に安置される大日如来像です。平成8年に修理が施された際、像内から銘文が発見され、文亀元年（1501）に東寺の大仏師職にあった康珍によって制作されたことが判明しました。康珍は、東寺講堂の本尊である丈六の大日如来像（重文）の作者として知られていましたが、本像が2例目の作例となります。東寺講堂像に比べると小像ながら、両者の表現方法には共通点が見出され、室町時代の正当派仏師による作品として重要です。また、両脇侍の不動明王・摩利支天像は江戸時代の補作ですが、当初から三尊形式であったこと、台座等に当初の部分が残ることから、附指定としました。像高75.0cm。



指 定 紙本著色遊行上人縁起絵

（金蓮寺 京都市北区）



指 定 紙本著色浦嶋明神縁起（掛幅本）

（宇良神社 伊根町）



指 定 木造大日如来坐像

（智恩寺 宮津市）

こうだいじうちしき  
高台寺打敷 12枚

高台寺は、豊臣秀吉の菩提を弔うために、また自らの菩提所とするために、秀吉の正室である高台院（北政所）が、慶長11年（1606）に建立した寺院です。そのため、秀吉や北政所にまつわる幾多の遺品が伝来しています。

打敷は、仏壇などを覆う仏事の莊嚴具で、本品は、唐織8枚、金襴2枚、刺繡1枚、摺箔1枚からなります。これらのうち、9枚についてはもとては小袖だったものを打敷に仕立て直したものであることが知られます。

写真上は、萌黄地立涌に桐文様の唐織打敷です。段替りなど中世以来の意匠構成、パターン化した文様構成、平面的、並列的に配置されたモティーフを有するなど、桃山時代の特徴を顕著に示します。また、裏面に慶長12年（1607）に高台院が当寺に寄附した旨の銘文があり、その価値を更に高めています。

本打敷12枚は、高台院関係資料を含み、桃山時代の華麗でおおらかな精神性を存分に示現したものであり、当代の服飾・染色史の展開を考えるうえで重要です。（写真上）縦176.0cm、横174.5cm、

しちじょうどうじょうこんこうじもんじょ  
七条道場金光寺文書 8幅、3巻、8冊、66通

もと下京区七条東洞院に所在した時宗の金光寺に伝わった文書類です。金光寺は、一説に正安3年（1301）に七条仏所の某仏師によって寄進された土地に、遊行2世の他阿真教により建立された寺院と考えられ、遊行寺・七条道場とも称される代表的な時宗寺院のひとつでしたが、明治時代に廃絶し、寺宝類は同宗派の長楽寺に移管されました。

本文書の内容をみると、まず、室町幕府將軍家歴代御判御教書が、比較的まとまっていて、当寺が室町幕府の庇護をうけたさまが窺えます。また、長禄4年（1456）及び文明10年（1478）の寺領目録は、当寺領の実態を窺ううえでの基本史料となるものです。さらに、当寺が中世以来の葬送の地である鳥辺野の入口にあたることから、中近世京都の葬送に関する史料を含んでいることも注目されます。また、「本朝大仏師正統系図」は大仏師系図の一本として美術史学上貴重なものです。

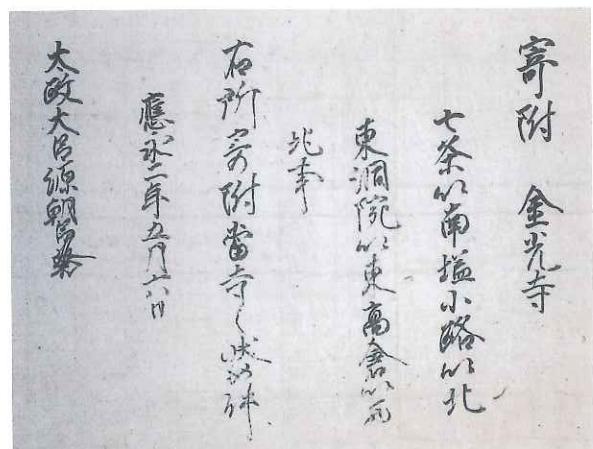
以上のように、本文書は七条道場金光寺の発展、展開過程を窺ううえでの基本史料であり、社会史、美術史上貴重な内容の文書を含み、学術的価値の高い文書群といえます。写真は、応永2年（1394）5月6日付け、足利義満御判御教書。



指定 高台寺打敷のうち萌黄地立涌に  
桐文様唐織打敷（高台寺 京都市東山区）



指定 高台寺打敷のうち紅白浅葱段替わり  
桜樹文様刺繡打敷（高台寺 京都市東山区）



指定 七条道場金光寺文書（長楽寺 京都市東山区）

げんばれいさんかんけいしりょう

### 玄圃靈三関係資料

9幅、2巻、6冊、19通

宗雲寺は、室町時代には常喜院と称し、愚中派の千畠周竹が再興した臨済宗寺院でした。松倉（久美浜）城主となった細川藤孝の家老格の松井康之は、父の菩提を弔うために当院を庇護し、父の法名にちなみ寺名を常喜山宗雲寺と改め、天正6年（1578）には叔父にあたる玄圃靈三を請じ、中興開山となしました。玄圃は、天正14年（1586）に南禅寺第266世に昇住した後も、宗雲寺に留守職を定め、同寺住持を兼務し続けました。

以上の由緒から、当寺には玄圃に関する絵画・書跡・古文書をはじめ、細川・京極氏関係、常喜院関係の史料がまとまって伝来しています。これらは、桃山時代の丹後における宗教・政治・文化状況を理解するうえで貴重です。写真は、絹本着色玄圃靈三像。



指 定 玄圃靈三関係資料 (宗雲寺 久美浜町)

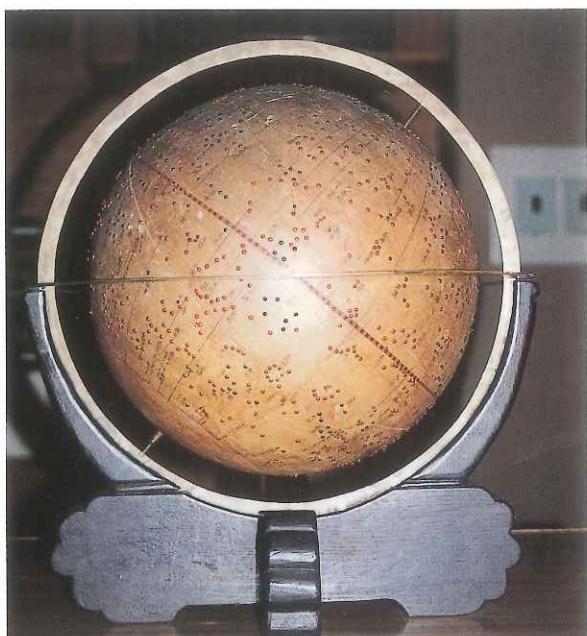
みながわけてんもんれきどうかんけいしりょう

### 皆川家天文暦道関係資料

一括 (498点)

本資料は、幕末から明治初年にかけて、天文暦道の任にあった皆川亀年を生んだ皆川家に伝來した天文暦道についての関係資料です。近世に陰陽頭を歴任した土御門家にもと伝來したものも多数含まれています。

資料はその内容から、天文暦道関係典籍類、祭祀易占関係典籍類、暦本、暦算資料、古文書類及び器具類に大別されます。これらは、幕末維新期の陰陽寮及び明治政府の天文暦道局、星学局など編暦組織における活動、とりわけ天文暦道の実践内容を具体的に伝え、加えて渋川春海自筆暦や天球儀など天文暦道研究上に重要な資料を数多く含んでおり、高い資料価値をもっています。



指 定 皆川家天文暦道関係資料

(大將軍八神社 京都市上京区)

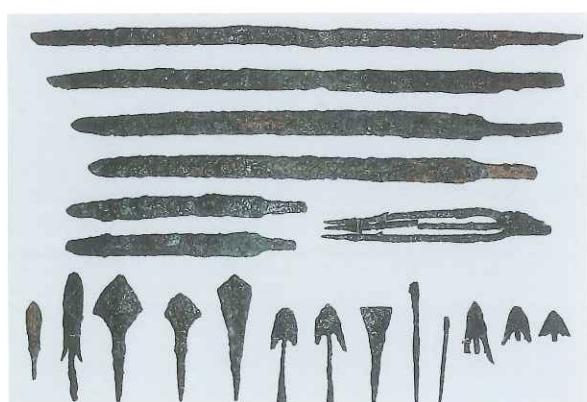
いげのやまこふんしゅつどひん

### 恵解山古墳出土品

一括

本出土品は、乙訓地域最大の前方後円墳である恵解山古墳から出土した一括遺物です。前方部中央の副葬品埋納施設から、鉄刀、鉄剣、鉄鎌などの武器を中心に、総数922点を数える鉄器が出土しました。

武器・武具類を多量に副葬する例は、古市古墳群、百舌鳥古墳群（いずれも大阪府）など、古墳時代中期の大古墳群にみられる特徴です。本出土品は、武器・武具類多量副葬の一遺例として貴重であり、とりわけ府内では唯一の例として、古墳時代中期の山城地域の歴史を考えるうえで重要です。



指 定 恵解山古墳出土品

(長岡京市)

## =有形民俗文化財=

### おかげ踊図絵馬

この絵馬は、文政13年(1830)に現在の城陽市寺田で行われたおかげ踊を記念し、旧寺田村北東町の人々が、翌天保2年(1831)に水度神社へ奉納したものです。

おかげ踊は、文政時のおかげ参りを背景に河内で起こり、近畿を中心に広く流行した群衆の踊です。現在の南山城でも大変流行した踊で、当時の宮司中嶋白橋の日記には、寺田のみならず南山城における踊の流行の詳しい状況が書かれています。それによれば、北東町組の踊の様子を画家長谷川

さんざつ  
山雪に描かせたのがこの絵馬で、奉納の経緯は裏面の墨書からもわかります。

画面には音頭取り5人、三味線5人、小太鼓6人、二丁吊りの鉦4人、笛3人、拍子木4人、采配振り2人、踊り子109人を描きます。画面の大きさに応じた絵画的な処理はありますが、裏面の墨書にあるとおり「御影躍模写」というふざわしい内容で、南山城におけるおかげ踊の具体的な様相を物語る絵画資料としても重要です。

縦141.7cm、横171.7cm。



登録 おかげ踊図絵馬

(城陽市・水度神社)

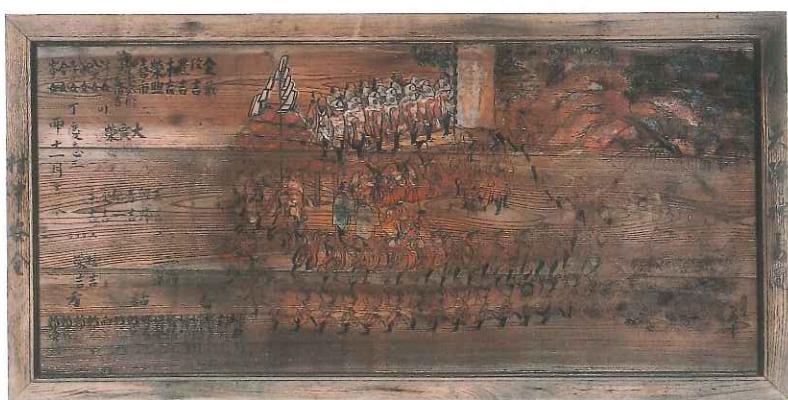
### おかげ踊図絵馬

この絵馬は、慶応3年(1867)に現在の城陽市大字中で行われたおかげ踊を記念し、村中安全を祈って天満神社に奉納されたものです。

騒然とした幕末に「ええじゃないか」と呼ばれる騒ぎが東海地方で起こり、瞬く間に西日本各地で流行しました。これは伊勢神宮のお札が降ると

いう奇跡がきっかけとされ、山城でも各地でうわさされ、城陽一帯でも「ええじゃないか」が繰り返し行われました。

画面には「おかげ」と書いた大幟を中心音頭取りや囃子方が位置し、その周囲を踊り子が整然と踊りめぐる様子を克明に描いています。囃子方の構成は、銘文どおりで、各役それぞれに揃いの衣裳を着けています。特に扇をかざして舞台上に立つ音頭の女性6人、その前方で床几に腰かける三味線3人、女装の太鼓打ち3人の出で立ちは、華麗で人目を引きます。ここに描かれたおかげ踊は、ただ囃しつつ乱舞する「ええじゃないか」と異なり、文政のおかげ踊の伝統を受け実施されたものであったことがわかります。



登録 おかげ踊図絵馬

(城陽市・天満神社)

縦91.1cm、横181.2cm。

## =無形民俗文化財=

### どうそうかぐら 道相神樂

北桑田郡美山町大字宮脇にある道相神社の10月9日の祭礼に、3年に1度奉納されます。

神楽は、警護2人、天狗1人、獅子2頭(4人)、屋台ひき大勢、屋台1基、太鼓打ち5人、笛10人以上、鉦1人、音頭大勢、幟差し8人、おかげ1人、ひょっとこ1人、恵比寿1人、大黒1人、俵振り大勢(30人以上)と、総勢100人を越える人数で構成されます。

小学生の太鼓打ちが、屋台に乗せた鉦打ちの大太鼓を順番に打ち巡り、俵振りは小型の俵をもって、恵比寿・大黒と一緒に、伊勢音頭にあわせて踊ります。おかげとひょっとこは、神社に練り込む最中、滑稽な所作をして笑いを誘います。

このようなもどき芸に太鼓打ち、俵振りといった構成を取る神楽は、同じ美山町内の諏訪神社祭礼芸能(京都府登録無形民俗文化財)のうち鶴ヶ岡の神楽にも見られ、府内では美山町だけに見られるものです。この道相神楽も、地域的特徴を良く示し、資料的価値の高いものと言えます。



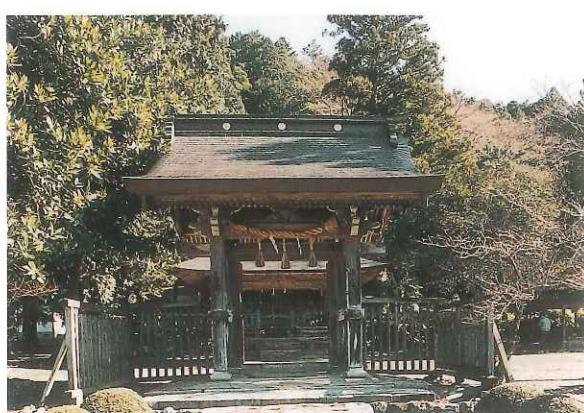
登録 道相神楽(おかげとひょっとこ) (美山町)



登録 道相神楽(俵振り) (美山町)



決定 道相神社文化財環境保全地区 (美山町)



決定 道相神社文化財環境保全地区 (美山町)

## =文化財環境保全地区=

### どうそうじんじゃぶんかざいがんきょうほせんちく 道相神社文化財環境保全地区

道相神社は、美山町の南部、宮脇を北流する原川の東方山麓に位置する旧郷社で、木梨輕皇子、神武天皇、五瀬命を祭神とします。

境内は東西に細長く、本殿、拝殿などの主要建物が位置する西側の前段部と、その奥、東側に続く山林によって構成されます。

町道板橋宮脇線に面して玉垣を巡らし、その中央に鳥居をたて、参道が東に向かって直線上に延び、表門、拝殿を配し、その奥の石段を上りきったところに本殿を構えます。境内は樹齢150~200年とみられるスギやヒノキ等の大木があり、山林中腹には美山町指定天然記念物であるカヤがたっています。

また、境内では、3年に一度、10月9日に今回登録された道相神楽が奉納されます。

道相神社は、境内地の諸要素が複合して優れた神社環境を保っており、この環境が本殿等の有形文化財の保存及び道相神楽の伝承を図る上で欠かせないものとなっています。そこで、境内地を文化財環境保全地区に決定することで、こうした文化財の周辺環境についても保全を図っていくものです。

## 聖地へのいざない

### —京都府内の寺社参詣曼荼羅—

室町時代後期から江戸時代前期、西暦でいうと16世紀から17世紀にかけて、寺社への参詣誘致を目的に数多くの宗教的な案内絵図が制作されました。これらの絵図を前にして、人々はその寺社の信仰内容や縁起などについて耳をかたむけ、画面に描かれる多くの参詣者に自らをなぞらえて、聖地への参詣に思いを馳せたのです。

描かれた聖地としては、いずれも庶民的な信仰を集めた寺社で、西国三十三ヶ所観音霊場をはじめ、伊勢・熊野などの神社、さらには、富士・立山などの山岳信仰系の神社などが挙げられます。現在、これらの案内絵図のことを「寺社参詣曼荼羅」と呼んでいます。

京都府内においても、数例の寺社参詣曼荼羅が伝わっています。なかでは、西国三十三ヶ所観音霊場のものが目立ち、第16番札所清水寺（京都市東山区）、第20番善峰寺（京都市西京区）、第28番成相寺（宮津市）、第29番松尾寺（舞鶴市）のものが各寺院に伝わっています。また、善峰寺に近接し、同寺と密接な関係にあった三鈷寺の参詣曼荼羅が善峰寺に伝わっています。観音霊場以外では、八坂塔で親しまれる法觀寺（東山区）、虚空

ぞうはさつ  
蔵菩薩信仰や十三詣の信仰で知られる法輪寺（京  
じゅうさんまいり  
あくどうちんこう  
都市西京区）、盆の精霊迎えが行われる六道珍皇  
じゆうりんじ  
じゆうぢんこう  
寺（京都市東山区）などいずれも広く信仰を集め  
た寺院のものが伝わっていることがわかります。

ここで、これらの参詣曼荼羅の特徴をいくつか挙げてみましょう。

最初に、形態についてみてみましょう。いずれも料紙を貼り継ぎ、150センチメートル四方程度の大画面となっています。現在は、おしなべて掛幅装となっていますが、それまで折り畳まれていたものを近年に表装したものといわれ、事実どの絵図にも折れ跡が残ることから、携帯され場所をかえて絵解きに使用されたと考えられます。

寺社への参詣案内という性格上、画面大半は本堂を中心に諸伽藍が建ち並ぶ寺社の境内で占められています。また、寺社への参詣道も欠かす事のできない要素です。次いで、境内及び参詣道には、多数の参詣者がひしめき、にぎわいを伝えています。参詣者は、貴顕衆庶、老若男女を問わずにさまざまな人物で構成されます。参詣したことの証とするのでしょうか、建造物の柱に落書する人物や札を運ぶ人物は数多くの参詣曼荼羅の図中にあ



清水寺参詣曼荼羅（全景）



善峰寺本堂



三鈷寺本堂



清水寺の音羽滝



成相寺の木曳き



法輪寺の十三詣り



珍皇寺の迎え鐘

(表) 京都府指定の各参詣曼荼羅にみる特徴的な図像

寺社名	境 内	参 詣 道
清水寺	泰産寺子安塔で安産を謝する男女、音羽滝の水垢り、地主權現堂の桜、地主權現堂盲石での運試し、延鎮に導かれる坂上田村麻呂など	五条橋、中島大黒堂、長陳堂、八坂塔、三本卒塔婆、経書堂、大日堂など
善峰寺		在原業平と十輪寺、在原業平の塩焼伝説、花山法皇の觀音靈場巡礼、勝持寺の桜など
三鈷寺		花山法皇の觀音靈場巡礼など
成相寺	木曳の図像	天橋立、橋立明神、籠神社、真名井社、大谷寺、知恩寺、府中の町並みなど
法輪寺	十三詣り	臨川寺、渡月橋、大堰川、戸無瀬の滝、筏流し、船遊び
珍皇寺	精霊迎えの習俗（水回向をする人々、作り物、六地蔵、賽の河原、迎え鐘を撞く人など）、小野篁冥府への通い井戸	門前の掛茶屋

※上記のほか、法觀寺参詣曼荼羅が国の重要文化財に指定されています。指定名称は、紙本著色八坂塔絵図。

らわれます。また、高僧と随伴する稚児、琵琶法師、高野聖などの参詣者も必ずといっていいほど目にふれます。

これら、建造物の配置や参詣のありさまは詳しく、わかりやすく描かれ、現地を熟知した人物が参詣曼荼羅の制作に関与していたことが窺われます。そして、寺社の信仰内容や縁起を説明するための図像が巧みに図中にちりばめられているのです。

とはいって、数多の堂舎が建ち並ぶ図中の伽藍のありさまを、そのまま当時の状況と理解するのは早計のようです。室町時代後期は多くの寺社にとって困難な時代でしたので、復興予想図として理解すべきものもあります。成相寺参詣曼荼羅にみられるような木曳きの図像は、まさに復興中であることを説明するためのものとみられ、絵解きとともに復興資金の勧進活動が行われたのでしょうか。

次に、描写法についてみてみましょう。人物はどの人もほぼ同様の大きさ、表情で描かれています。

すし、建造物は、一方で正面観、一方で斜側面観で描かれるなど視覚が不統一で、プロの絵師が描いたものとは認められません。さらに、彩色は、地面は黄土、鳥居、柱などは朱、壁は胡粉又は金箔などと限られた材料で類型的に表されることから、絵巻などの絵画作品に比べると、どうしても平明な画面になっていることは否めません。

様々な情報手段の発達した今日において、参詣曼荼羅の絵解きに接する機会は、一般にはなかなかありません。それでもなお、参詣曼荼羅を目の前に数多の思いをめぐらせる時、あたかも図中の参詣者の一人となって、参詣の賑わいのなかに身を置いている錯覚に陥っている自分に気づくかも知れません。

この時こそ、庶民的な信仰を集めて盛行した寺社参詣の諸相をあますところなく伝える、参詣曼荼羅の大きな魅力にとりつかれた時なのではないでしょうか。

### 用語解説

料 紙—書画などを書くために用いる紙。用紙。

掛幅装—いわゆる掛け軸、掛物。床の間や壁に掛けて鑑賞するための表装の形式。

胡 粉—日本画等に用いる白色の顔料。室町時代以降は、貝殻を焼いて作製した炭酸カルシウムの粉末を用いた。

高野聖—中世、勧進のために諸国に向かった下級僧。曼荼羅では、黒衣を纏い笈を背負う姿で描かれる。

# 一京都府指定登録文化財等の保存修理事業一

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行なう修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保護・活用等についての指導を行なっています。

ここでは、平成10年度に行なった京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を紹介します。

## 事業別補助事業額の一覧

区分	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
①建造物保存修理事業	11	205,823	47,960
②建造物防犯防災施設設置事業	4	11,487	6,292
③美術工芸品保存修理事業	5	20,906	10,440
④無形文化財保存事業	2	2,688	1,300
⑤記念物保存修理	1	4,074	2,030
⑥選定保存技術事業	1	508	250
⑦文化財環境保全地区保存事業	1	1,363	680
⑧防災対策（地震対策）事業	2	21,935	10,000
⑨災害復旧	7	10,056	5,048
計	34	278,840	84,000

## ＝各補助事業の概要＝

### 建造物保存修理事業

建造物、特に木造建造物を文化財としての価値を失うこと無く保存していくには、日常管理のほかに一定の周期で修理を行なう必要があります。

竹野神社（丹後町）では、3か年に亘って本殿、中門の屋根葺替工事を実施してきました。葺きなおされた檜皮屋根が、周囲の自然に溶け込んで、素晴らしいいたたずまいを見せてくれています。



竹野神社建造物保存修理事業

### 美術工芸品保存修理事業

美術工芸品は、紙、絹、漆、木などの脆弱な材質で作られているものが多く、それぞれの材質に応じた保存修理を一定の年月ごとに行なうことが重要です。また、火災や盗難から保護するため、火災報知機設備や収蔵庫の建設も必要となります。迎称寺（京都市左京区）の木造伝一鎮坐像1躯は、本体の緩みや、一部欠失、虫損が認められたため、欠失部等の補修や、樹脂による含浸強化、緩みの締め直しなどの修理を行ないました。



木造伝一鎮坐像1躯美術工芸品保存修理事業

### 無形文化財保存事業

無形文化財には、演劇、音楽、工芸技術などがあり、いずれも伝統的な技芸という無形の技です。黒谷和紙は、綾部市黒谷で伝承される手すき和紙です。伝承者の減少と高齢化という問題に直面しているため、後継者養成事業を行なっています。

## 史跡名勝天然記念物保存修理事業

史跡・名勝・天然記念物の保存事業には、遺跡等の環境整備、名勝庭園の池護岸修理、天然記念物の保護増殖など、個々の文化財に対応した多様な内容が含まれています。

名勝正法寺庭園（八幡市）では、園池の護岸及び周辺石組の修復と繁茂した植栽の大幅な剪定整枝を行ないました。

## 選定保存技術保存事業

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のことを選定保存技術と呼びます。杼は、機にかかる経糸を開口させた時、その間にぬき糸を通す道具で、機織にはなくてはならないものです。記録伝承として、杼の製作工程をビデオで記録する事業を行ないました。

## 文化財環境保全地区保存事業

文化財環境保全地区は、京都府独自の文化財保護制度で、京都府が指定・登録した有形文化財または記念物の保存のために、周辺の一定の区域を環境保全地区として定め、文化財と一体となった周辺環境の保全を図っています。

弥加宜神社文化財環境保全地区（舞鶴市）は、周囲に住宅が隣接しており、良好な境内環境を保全するため、透塀を境界の一部に設置しました。

## 建造物防災施設事業

木で造られたものが多い文化財を火災から守るために、早期発見や初期消火などの対応が欠かせず、そのための防災設備の設置が必要です。

摩氣神社（園部町）は、大きな茅葺屋根の本殿覆屋をはじめ、多くの歴史的建造物があります。万一の出火の際に速やかに火災を発見できるよう、境内の各建物に自動火災報知設備を設置しました。

## 文化財等防災対策事業

大震災の際の教訓を今後に生かして、地震に耐ええるよう、防災施設や基礎を強化することは、地震から文化財を守るために重要な事業です。

知恩寺勢至堂（京都市左京区）では、解体移築修理に伴い、耐震基礎補強工事を行なっています。

## 災害復旧事業

昨年度は、台風のため各地で文化財の被害があつきました。京都府指定文化財でも、建造物の屋根がめくれたり、名勝庭園の池に土砂が流入するなどの被害があり、その復旧を行ないました。



正法寺記念物保存修理事業



杼製作選定保存技術保存事業



弥加宜神社文化財環境保全地区保存事業



知恩寺文化財防災対策事業

## 国指定選定文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

(平成11年7月1日現在)

区分	種別	建造物		美術工芸品							特別史跡名勝天然記念物				史跡、名勝、天然記念物				
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典古文跡	古文書	考古料	歴史史料	計	史跡	名勝	天記念物	天然	史跡	名勝	天記念物	天然
全国	国宝	(209)	(253)	154	122	252		278	39	0	845								
	重文	2177	3663	1749	2442	2109		2233	476	102	9111								
	計	2177	3663	1903	2564	2361		2511	515	102	9956	57	28	72	157	1402	265	919	2586
	登録	1100	1100																
京都府	国宝	(46)	(58)	47	35	14	82	2	2	0	182								
	重文	280	531	422	351	153	542	71	17	9	1565								
	計	280	531	469	386	167	624	73	19	9	1747	3	11	0	14	73	39	9	121
	登録	38	38																

(備考)

1. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に所在する国有のものは、指定件数から除いた。
2. 建造物には、国宝と重要文化財の両者で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

## 京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成11年7月1日現在)

種別	有形文化財 美術工芸品												無形文化財	民俗文化財			史	名	天然記念物	指小定	文保化全財地環境区	選定保育技術	合					
	建造物		絵画		彫刻		工芸品		書典古文跡		古文書			考資	歴資	小計	有	無	形	形	跡	簿						
	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録		指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録							
市町村																												
京都市	29	6	11		10		10			8		3		6		48	6	1		1	1	1	87	6	3	96		
向日市	2	1																1	1			4	1		5			
長岡京市	1	2	4						1	1						8						1		9	1	10		
大山崎町	1							1								1								1	1	2		
宇治市	7	3		2	1				2	1				6	1					1	2	1	18	3	2	23		
城陽市	4		1											1	1	1			2				1	1	8	4	13	
八幡市	2	2		1	2				1						4					1	1		9	2	2	13		
京田辺市	1	5		2	1				1	1				3	2								4	7	6	17		
久御山町	1								1						1									3		3		
井手町	1	1			1				1					1	1								1	3	2	2		
宇治田原町	2																							3	2	5		
山城町	2	3	1												1								2	5	3	10		
木津町	3		1	1										1	1								3	5	2	10		
加茂町	1	1	3	2	2	1								6	3		1	3	1			1	8	8	3	19		
笠置町	2							1						1									1	3	1	5		
和束町	1	2												2			2	1					1	3	4	1		
精華町	1			1										1			1						2	1	1	4		
南山城村	1							1						1			1						1	2	1	4		
京北町	1			1										1		2						1	7	1	1	9		
美山町	1	1	1	1										2									3	9	2	14		
亀岡市	1	6	1	1	2	2			1		1			6	2			1	2	2		3	11	6	29			
園部町	2	2		1	1				1	1				3	1							1	7	3	1	11		
八木町	1	2																1	1				3	2	2	7		
丹波町	1	2	2	1	1				1	1				6	2								6	3		9		
日吉町	1		1	1										1	1			1	1				2	3	1	6		
瑞穂町	2		1											1									1	3	1	5		
和知町								1						1			1						2	1		3		
綾部市	5	6	1		2	2			1					3	3	1			3	1	1	11	12	4	27			
福知山市	3	2	2		1	2	2	4						10	1			4	1			14	7	3	24			
舞鶴市	5	2	3		2	1	3	2						9	2			1	1	11	1		16	16	3	35		
夜久野町	1																	1	1				1	2		3		
三和町	1	1						2						1	2				1				2	2	2	6		
大江町	1		1											1	2								1	3	2	5		
宮津市	6	1	3	2	2	1	1		2	1	1	1		12	2			3	2	2	2	1	23	8	1	32		
加悦町	1	1			1									2				1	3	2	1		1	9	1	10		
岩滝町																		1						1		1		
伊根町	1	1												1				2	5				3	6		9		
野田川町	1																	1						1	1	2	4	
峰山町			1		1									1	2				2	1			2	4		6		
大宮町			4												4				1	1	1		1	2	5	7		
網野町	1																							1		1	1	
丹後町	1	2	1											1	2				3	1			1	6	1	8		
弥栄町									1					1									5			5		
久美浜町	2	1	3		1	2			1	1	1	1		9	1				4	1	1	1		13	6	1	20	
地域定めず																						5	5		5	5		
合計	74	72	35	8	35	9	31	9	5	28	8	12	1	9	1	155	36	8	2	10	19	63	18	15	14	6	305	187
	146	43	44	40	5	36	13	10	191	8	12	82	18	15	20	492			60	3	555							

国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

種 区 別 分	重要無形文化財								重要民俗文化財			重 要 的 傳 建 造 物 群 保 存 地 区	選定保存技術												
	保持者								有 形	無 形	計		保持者		保持団体										
	芸能				工芸技術																				
	各個		総合		各個		総合																		
全 国	件	人	件	团体	件	人	件	团体					件	人	件	团体 (16)									
	33	52	11	11	41	52	13	13	194	194	388	53	43	46	16	18									
京都府	4	4	0	0	7	8	0	0	3	7	10	5	14	15	2	2									

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。

なお、件数以外のものとして、京都府関係には、次のものがある。

(1) 2府県以上にわたるもの (天)比叡山鳥類繁殖地、(史)延暦寺境内、(史)歌姫瓦窯跡、(史)琵琶湖疎水、(史)石のカラト古墳、

(2) 地域を定めないもの(主な生息地) (特天)カモシカ、(特天)オオサンショウウオ、(天)小国鶴、(天)イタセンバラ、

(天)アユモドキ、

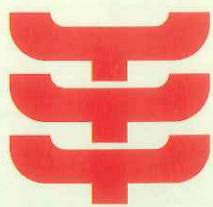
4. 選定保存技術の( )内は、実団体数である。

## 市町村の文化財保護条例による指定等文化財件数

(平成11年7月1日現在)

市町村名	有形文化財										無形文化財	民俗文化財		史	名	天然記念物	文化保全地区	選定保存技術(選定)	合	条例制定年月	備考
	美術工芸品											有	無								
件数	棟 (基)	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	計	形	形	跡	勝								
指 定	61	163	51	31	12	3	9	3	6	115		1	10	22	18			(227)			
登 録	21	36	3	6			23		4	36		1	50	12	3	10		(133)	56.10		
計	82	199	54	37	12	3	32	3	10	151		2	50	22	25	28	(8)	0	360		
向 日 市		2	8				4	7	1	22			1	1					24	59.9	
長 岡 京 市	3	23	7	5			6	3		21					2				30	50.7	
大 山 崎 町	5	5	1							1									6	60.4	
宇 治 市	3	14	3	33	2	3		3	2	46	1			1		1			52	44.4	
城 陽 市	4	10		10	1		2	1	1	15		1	1	2					23	61.4	
八 幡 市		2	3				1	1		7									7	60.4	
京 田 辺 市								3		3			4	3					10	50.3	
久 御 山 町		1	5							6						1			7	H5.3	
井 手 町			1					1	2										2	H7.3	
宇 治 田 原 町	9	9		10		2		1		13		1	1	1					25	48.10	
山 城 町	3	4	1				8	1	10				3	3					19	47.9	H7.4改正
木 津 町			2				1		3										3	60.10	
加 茂 町		1	1						2										2	61.1	
笠 置 町																			0	H7.3	
和 束 町																			0	H7.3	
精 華 町			4							4									4	63.12	
南 山 城 村																			0	51.12	
京 北 町		6	13	7	1	1			28			1	1	2					32	53.10	
美 山 町			10						10						10	(1)		20 (1)	H元4		
龟 岡 市	8	13	4	18	4	1	2	1	30		1	1	2	1					43	43.12	
園 部 町			5						5										5	44.3	
八 木 町	5	5	8						8										13	59.3	
丹 波 町	2	2	1	4	1	1			7			1	2						12	62.3	
日 吉 町	7	13	1	16	10	2			29		1	2	1						40	51.4	
瑞 穂 町	1	1	3	2					5				1		1			8	60.3		
和 知 町		1	3						4			1		2				7	53.12		
綾 部 市	4	6	3	13	3	3	8		30		2							36	40.4		
福 知 山 市	15	19	14	25	11	4	5	1	60		1	9	2					89	38.6		
舞 鶴 市	7	9	7	18	7		1	2	37		6	5	1	7				63	38.10		
夜 久 野 町													3					3	47.8		
三 和 町	3	3	1				2	1	4			1							8	59.12	
大 江 町		9	4	4			4		21				4						25	48.3	
宮 津 市	7	7	9	15	3	1	3	2	1	34		10	4		1	4			60	58.12	
加 悦 町	5	5	3	9	2		1	1	16			1	2						24	39.7	
岩 滝 町				1					1			1				1		3	40.7		
伊 根 町	1	2										4	10						15	60.6	
野 田 川 町	3	3	8	2					10			2	2						17	59.6	
峰 山 町		7	1	2		1			11			2	2						15	52.3	
大 宮 町	1	1	6	2	2	2			12			1	3						17	58.3	
網 野 町	1	1			2	1		1	4				3	2	1			11	46.3		
丹 後 町		2	2	2				2	8			3		2				13	55.3		
弥 栄 町				5			1		6		1		1					8	48.3		
久 美 浜 町	7	7		2	1				3			3					(2)	13 (2)	53.3		
郡 部 指 定 計	104	162	89	264	74	21	41	41	8	538	1	27	49	49	7	39	(3)	814			
指 定 登 録	165	322	140	295	86	24	50	44	14	653	1	28	49	59	29	57		(1041)			
合 計	21	36	3	6	0	0	23	0	4	36	0	1	50	12	3	10	(11)	0	1185	条例制定市町村 44/44	

※ 文化財環境保全地区及び選定保存技術は合計欄のみに算入



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護運動を全国に押し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

## 文化財保護 No.17 守り育てよう みんなの文化財

発 行 京都府教育委員会  
京都市上京区下立売通新町西入ル  
編 集 京都府教育庁指導部文化財保護課  
TEL (075) 414-5901